

令和3年4月9日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和3年4月9日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 鈴木 一弘（推進委員）  
4番 中嶋 正行 5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎  
8番 瀧本 和明 9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇  
12番 玉置 伸 13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安  
16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 18番 松本 平男 2番 鈴木 明

議長 長 皆さんこんにちは、季節の移り行きも例年より一週間ぐらい早いかなあと  
思ったのですが、ひょっとしたら1か月ぐらい、5月ぐらいの天候ではな  
いかと、気ぜわしくなってきました。梅の方もかなり実って、どの農  
家も去年のような不作ではないので、私どもも安心しているのでございま  
すが。さて、4月になりまして事務局の方も農業振興課の方も、人事異動  
がありましたのでご紹介させていただきます。

（農業委員会と農業振興課の異動者の紹介）

はい、それでは議案審議に入ります。では最初に農用地利用集積計画の合  
意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。

農振課 稲垣 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。  
1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、16, 140の内15, 882. 43  
㎡外4筆、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸  
借の合意解約をした日は令和3年2月16日です。2番、〇〇〇字〇〇〇  
〇、畑、1, 282㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇  
〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年2月22日です。以上2  
件報告いたします。

議長 長 ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございま  
せんか。

（なしの声）

議長 長 ないようですので、ご報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農  
業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について事  
務局からの説明をお願いします。

農振課 稲垣 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定に  
ついて説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、911㎡、  
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、  
年間17, 000円、10月末に支払う、持参払い、期間は令和3年5月  
1日から令和6年4月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、  
963㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用

貸借の梅、期間は令和3年5月1日から令和23年4月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 270㎡、他1筆、合計5, 754㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、15, 000円/10a、口座払い、期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、234㎡、他1筆、合計1, 066㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年5月1日から令和9年4月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、588㎡、他1筆、合計1, 107㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年5月1日から令和9年4月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、284㎡、他2筆、合計1, 278㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年5月1日から令和9年4月30日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、996㎡、他1筆、2, 316㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間70, 000円、持参払い、期間は令和3年5月1日から令和6年3月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、837㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年5月1日から令和6年3月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、652㎡、他1筆、全体5, 619㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年5月1日から令和6年3月31日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、492㎡、他8筆、合計2, 558㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和3年5月1日から令和13年4月30日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、403㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の栗、期間は令和3年5月1日から令和6年4月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 530㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柿、期間は令和3年5月1日から令和6年11月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 679㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は令和3年5月1日から令和13年4月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 127㎡、他1筆、合計2, 118㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年5月1日から令和23年4月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 596㎡、他1筆、合計2, 488㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柚子、期間は令和3年5月1日から令和13年4月30日の新規です。合計15件、32筆、32, 627㎡、貸し手15名、借り手8名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いいたします。1番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について異議ありません。
議	長	2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新なので異議ありません。
議	長	4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番、5番、6番異議ありません。
議	長	7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。7、8、9異議ございません。
議	長	10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
議	長	11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11番異議ございません。
議	長	12番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。12番は番異議ございません。
議	長	13番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上15件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出がございましたので事務局からの説明をお願いします。
農振課	稲垣	田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、107㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は70万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和3年4月16日、所有権移転の時期は令和3年4月16日です。合計1件、1筆、1、107㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。
議	長	それでは、所有権移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。これはあっせんによる所有権移転でございますので異議ございません。
議	長	はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に関わる議案は終了いたしました。稲垣君ありがとうございました。 (稲垣退席)

議長

はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日は、3番棒引委員さんの代わりに鈴木一弘（推進委員）さんに出席いただいています。本日の会議録署名委員に、18番松本委員さん、2番鈴木明委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申し出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 係長

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,231㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は165㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は228㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は5,440㎡、他1筆、合計5,902㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は558㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,282㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は387㎡、他2筆、合計735㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は72㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は539㎡、他1筆、合計904㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は69㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上10件について申請書及び添付書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	2番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	3番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	4番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議 長	5番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。5番と6番異議ございません。
議 長	7番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	8番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	9番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。9、10異議ございません。
議 長	はい、以上農地法第3条申請10件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平 係長	5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は498㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、498㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は383㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・駐車場等、383㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成5年5月25日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は330㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟・駐車場等、330㎡、着工日、工事期間は許可日より8ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は78㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は道路、78㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している

区域に近接した農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は58㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は露天駐車場1台、58㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年11月30日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は、中山間地域等にある小集団の生産性の低い農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が農道、面積は236㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農道、236㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。始末書が添付されております。この土地は、中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,996㎡、他1筆、合計2,535㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設2,535㎡、49.5kw、パネル268枚、着工日、工事期間は許可日より8ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は753㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設753㎡、49.5kw、パネル198枚、着工日、工事期間は許可日より8ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,130㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,130㎡、49.5kw、パネル268枚、着工日、工事期間は許可日より8ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上9件につきまして、申請書及び添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、農地法第5条申請について、現地調査の代表委員の方に所見を賜りたいと思います。お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7日の日に9時10分過ぎに〇〇〇〇で、局長及び係長、〇〇さんと4名で合流しまして、5条申請9件、2条申請3件、形状変更が3件、計15件の案件を現地調査してきました。そのうちの5条申請のみ私の方から報告させていただきます。1番の物件ですけれども、〇〇〇〇より300mのところであり、現状は畑、隣接する状況及び周囲への影響に関しましては、東側の隣接同意もあり、〇〇町内会長の同意もあります。

また転用理由に関しましては、譲渡人は高齢で後継者もおらず、営農の縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、資材置場用地として譲渡するという事です。転用内容につきましては資材置場。排水に関しましては雨水は自然浸透となっています。別に問題はないものと思います。2番の〇〇〇〇の物件ですが、〇〇〇〇より南西へ約350mの位置で、現状は休耕畑、隣接状況及び周囲への影響に関しましては、東側隣接同意もあり、また北側隣接同意もあります。〇〇町内会長の同意もあり、転用理由に関しましては、貸し人は、営農の縮小を考えていたところ、この度、借り人である娘夫婦からの要望もあり、住宅用地として使用貸借するとのことです。転用内容に関しましては、住宅1棟、排水に関しましては、合併処理後、雨水とともに西側の側溝へ流すということです。別に問題はないものと思います。3番の〇〇〇〇の物件ですが、〇〇〇〇より北へ約600mの位置で、現状は休耕畑、隣接状況及び周囲への影響に関しましては、西側隣接同意もあり、また北側、東側は貸し人の所有であり、水利組合同意は不要となっております。転用理由に関しましては、この度、借人である息子夫婦からの要望もあり、住宅用地として使用貸借するとのことです。転用内容に関しましては、住宅1棟、排水に関しましては、合併処理後、雨水とともに南側の市道の側溝へ流すということです。別に問題はないものと思います。4番の〇〇〇〇の物件ですが、〇〇〇〇より南東へ約750mの位置で、現状は休耕畑、隣接状況及び周囲への影響に関しましては、南側の隣接同意もあり、〇〇〇〇水利組合の同意もあります。転用理由に関しましては、譲受人の隣接農地へは周囲から直接侵入できる道がないため、その進入路として譲渡するとのことです。転用内容に関しましては、盛土70cmの進入路、雨水に関しましては、自然浸透となっております。問題はないものと思います。5番の〇〇〇〇の物件ですが、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約450mの位置で、現状は休耕畑、隣接状況及び周囲への影響に関しましては、隣接する農地もありませんし、水利組合同意も不要となっております。転用理由に関しましては、申請地は面積も狭く、収益も上がらないことから、この度、譲受人からの要望もあり、露天駐車場として譲渡するとのことです。転用内容に関しましては、車1台分の駐車場となります。排水等に関しましては、雨水は自然浸透となっております。問題はないものと思います。6番の〇〇〇〇の物件ですが、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1.7kmの位置で、現状は農道となっています。隣接状況及び周囲への影響に関しましては、本人の所有する土地ばかりで隣接する他の方の農地はありません。また、〇〇〇〇水利組合連絡協議会及び〇〇〇〇水利組合の同意もあります。この件に関しましては、始末書も出ており、農地法の許可が必要である事を知らなかったということです。転用理由に関しましては、車で進入路がなく、農作業の効率が悪かったため、農道用地として利用するということです。転用内容に関しましては、農道、切土盛土なし。雨水に関しましては、西側道路側溝へ流すということです。問題はないものと思います。7番の〇〇〇〇の物件ですが、申請場所は〇〇〇〇より西へ約5



00mの位置で、現状は休耕畑となっています。隣接状況及び周囲への影響に関しましては、各周辺の隣接同意ももらっており、水利組合同意は不要です。転用理由に関しましては、譲渡人は耕作が困難となっていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として譲渡するということです。転用内容に関しましては、太陽光発電パネル268枚。排水等に関しましては、雨水は自然浸透となっております。問題はないものと思います。8番も〇〇〇〇の物件ですが、申請場所は〇〇〇〇より西へ約550mの位置で、現状は休耕畑となっています。隣接状況及び周囲への影響に関しましては、西側隣接同意ももらっており、南側、北側も隣接同意をもらっております。水利組合同意は不要です。転用理由に関しましては、譲渡人は耕作が困難となっていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として譲渡するということです。転用内容に関しましては、太陽光発電パネル198枚。排水等に関しましては、雨水は自然浸透となっております。問題はないものと思います。9番も〇〇〇〇の物件ですが、申請場所は〇〇〇〇より西へ約350mの位置で、現状は休耕田となっています。隣接状況及び周囲への影響に関しましては、北側の隣接同意ももらっております。水利組合同意は不要です。転用理由に関しましては、貸し人は耕作が困難となっていたところ、この度、借り人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として貸借するということです。転用内容に関しましては、太陽光発電パネル268枚。排水等に関しましては、雨水は自然浸透となっております。環境も良いところですので問題はないものと思います。以上です。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現調委員さんの意見のとおりでありますので異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

2番。  
〇〇番〇〇です。2番、3番について、現調委員さんの意見のとおり異議ありません。

議 長  
〇〇番 委員

4番。  
〇〇番〇〇です。4番について、異議ありません。

議 長  
〇〇番 委員

5番。  
〇〇番〇〇です。5番、6番、異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

7番。  
〇〇番〇〇です。7番、8番、9番、異議ございません。

議 長

はい、以上農地法第5条申請9件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

8ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目

は登記簿が畑、現況が宅地、面積は51㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和54年に売買により取得し、その後、庭等として使用され、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は553㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成10年頃から申請者の亡き夫の〇〇〇〇氏が梅干し場として利用され、現在に至っています。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は31㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成8年頃から耕作しておらず、申請者の知人の駐車場として利用され、現在に至っています。以上3件、ご審議の程よろしく願いします。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。続いて、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。お願いします。

〇〇番〇〇です。農地法第2条の農地でない旨の証明の報告をさせていただきます。1番は〇〇〇〇、申請地は〇〇〇〇より南西へ約100m、現況は宅地。隣接状況及び周囲への影響は、東側宅地、西側宅地、南側宅地、北側宅地と公衆用道路です。非農地となった経緯は申請地は昭和54年に売買によって取得し、その後庭園等として使用され、現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので許可相当と思われます。2番〇〇〇〇、申請地は〇〇〇〇より南東へ約400m、現況は宅地。隣接状況及び周囲への影響は、東側水路、西側公衆用道路、南側市道、北側畑です。非農地となった経緯は、申請地は平成10年ごろから申請者の亡き夫の〇〇〇〇氏が梅干場として利用し、現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので許可相当と思われます。3番〇〇〇〇、申請地は〇〇〇〇より西へ約850m、現況は雑種地。隣接状況及び周囲への影響は、東側畑、西側市道、南側畑、北側畑、畑は申請者の所有地でございます。非農地となった経緯は、申請地は平成8年ごろから耕作しておらず、申請者の知人用の駐車場として利用され、現在に至っている。2台ほどの駐車場でした。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので許可相当と思われます。農地法第2条の農地でない旨の証明願ひ3件、以上です。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番について、現調委員さんの意見のとおりで異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

2番。  
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

3番。  
〇〇番〇〇です。3番異議ございません。

議 長

はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願ひ3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の

形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長

9ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は963㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕畑、面積は533㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土してみかん・野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は958㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番は〇〇〇〇の〇〇〇〇という場所で、申請場所は〇〇〇〇より北へ約900m、現況は休耕田。隣接状況は東側畑本人耕作地です。西側畑同意書あり、南側も畑これも同意書があります。北側は宅地です。〇〇〇〇水利組合の同意書もございます。形状変更理由は湿田となっているため、盛土して梅畑にしたいとのことです。盛土は70cm、50cm用付けを残して70cmの高さに土羽のような感じで埋め立てるといことです。雨水は自然浸透となっています。これも許可相当かと思われれます。2番〇〇〇〇、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約700m、現況休耕畑。隣接状況は東側田、同意書有。西側宅地、南側畑これも同意書有。北側も田で同意書ありです。〇〇〇〇水利組合の同意書もあります。形状変更理由は湿田となっているため、盛土してみかんと野菜畑にしたいとのことです。内容は盛土70cm。排水については雨水は自然浸透です。これも両サイドから50cm離して埋め立てるといことです。これも許可相当だと思われれます。3番〇〇〇〇の場所ですけれども、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約800m、現況田。隣接状況は東側市道、西側畑、同意書有、南側畑これも同意書有、北側も畑でこれも同意書あります。〇〇〇〇水利組合連絡協議会及び〇〇〇〇水利組合の同意もあります。形状変更理由は湿田となっているため、盛土して梅畑にしたいとのことです。内容は盛土70cm。排水については雨水は自然浸透です。これも境界から50cmほど離して盛土するといことです。これも許可相当かと思われれます。以上形状変更3件報告します。

議 長

ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。ほとんど現調委員さんのおりです。休耕田になっておるのですけれども、ここは、かなり湿田で稲作をしても機械がめり込んでいて、なかなか動かないくらいのかんりの沼地であって、ずっと休耕田にしておりまして、農地パトロールでも国へ報告していた物件ですので、それが申請人が親戚の方になるんですけど、先に農業振興課の議案でありま

した貸し借りで、中間管理機構を通して今度借りるんですけど、その方が将来形状変更して畑にして梅を植えて湿田を解消したい。こういうことになります。異議ございません。

議 長 2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番に異議ございません。

議 長 3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 議案第4号農地の形状変更願3件について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申し出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は317㎡、作物は米、希望価格は200万円、他5筆、合計2,400㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は15,902㎡、作物は梅、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元委員さんの状況説明をお願い致します。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番につきましては、所有者の方の体調が好ましくなく、耕作が困難であるためにあっせんを受けたいということで申出されております。現在は休耕となっておりますが、集団の農地の一つであるため近くに農道もあり、使い勝手は良いと思われまます。以上です。

議 長 2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請地は申請者の父が梅畑として開墾してつくっていたのですが、体の調子を崩してからは休耕となっております。申請地は〇〇〇〇〇となっておりますが〇〇〇〇の一番奥で、標高が大体200～250mありますが畑周辺に農道はあります。現在2反ほどに老木の梅が植わっていますが、管理はきちんとしており、年2回草刈りをしていますので雑木とかは一切生えてはおりません。今回、広くて傾斜もあるので耕作が困難なため何とかお願いしたいということを聞いております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申し出2件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですので、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、そして隣接の〇〇〇〇委員さん、この3名をお願いします。2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員

さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上であっせんについて、委員さん方ご苦勞ですが、よろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,982㎡、他1筆、合計5,989㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和3年3月17日、価格は350万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦勞様でした。只今の報告についてあっせんの顛末をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先月、〇〇〇〇さんより体調を崩されたので、今回売りたいということであっせんに出た件でありますけども、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが買いたいということで、令和3年の3月17日に僕と他2名の推進委員さんの下で350万円であっせんが成立いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は75㎡の内4.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線機器一式、コンクリート柱1本、機器装置一式。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,104㎡の内4.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線機器一式、コンクリート柱1本、機器装置一式。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,277㎡の内25.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、送電鉄塔建替、ボーリング作業。農地法施行規則第53条第1項第14号による協議、以上3件、ご報告申し上げます。

議 長 有難うございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は1,140㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟72.76㎡、転用面積72.76㎡です。報告第3号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出、以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 有難うございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませ

んか。

(なしの声あり。)

- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第4号農地  
松平 係長 使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。  
14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目  
は登記簿、現況共に畑、面積は1,127㎡、他1筆、合計2,118㎡、  
貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約  
をする日は令和3年4月30日です。理由は経営基盤強化促進法による利  
用権の設定で第三者に貸すため。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、  
地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,596㎡、他1筆、合計2,48  
8㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合  
意解約をする日は令和3年4月30日です。理由は経営基盤強化促進法に  
よる利用権の設定で第三者に貸すため。農地使用貸借契約の合意解約通知  
2件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明についてご意見、ご質問ござい  
ませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、追加議案がご  
ざいますので上程させてもらってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし
- 議 長 それでは、報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局  
松平 係長 の説明をお願いします。  
1ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は  
登記簿、現況共に畑、面積は1,213の内85㎡、貸人は〇〇〇、〇〇  
〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成20  
年9月1日です。理由は公衆用道路(市道)用地として寄付したためです。  
これについて、この内容では分かりにくいので説明させていただきます。  
まず、解約が平成20年9月1日ということですが、貸し人の方が農業者  
年金の経営移譲年金を受給されており、その方の農地が減少した場合には  
農業者年金基金に届出をしなければならないという決まりがありまして、  
平成20年9月1日に市道の用地として寄付していたことが分かりました  
ので、届出には合意解約を行うなどの一連の手続きが必要であり、農業委  
員会に報告してから農業者年金基金へ届出するという形になりますので、  
古い事案ですが今回上げさせていただくということになりました。農地使  
用貸借契約の合意解約通知以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。追加議案、只今の説明についてご意見、ご  
質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でご  
ざいます。3月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請  
4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました  
案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。

〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員

はい。

どうぞ。

〇〇番〇〇です。農地の売渡あっせんの中で事務局にお願いをしたんですが、以前、〇〇〇〇地区で農地のあっせんを行ったんですが、その時にあっせん物件に抵当権が設定されていたのが後日分かりました。あっせんが済んで農業振興課へあっせんの報告をしたときに、「この農地に抵当権がついてますよ。」ということになって「困ったぞ。」ということになったんです。本来、私どもはあっせん物件というのは、所有権以外の権利の設定というのはないものと頭から信じたうえであっせんに当たっておりまして、私ども推進員を含めて3人、抵当権が設定されているなど考えておらずに、結局あっせんをしたということになるんですけども、このような場合、事務局の方にあっせんの申出があった場合に、土地の登記簿謄本も添付しなければならいようになっていると思います。そこに所有権以外にも、甲欄、乙欄、とか丙欄とかがあったと思いますが、抵当権や地役権などいろんな権利があると思うんですが、そういう権利が書かれているので、そこで事務局にお願いしたいのは、あっせんが来た時点で、本来ほとんどないと思うんですが、一度登記簿謄本を見ていただいて所有権以外の権利が設定されていないか、確認してもらえたらありがたいと思うんです。もし、設定されている権利があれば、できれば所有権以外の権利を消して、そのうえで改めて申請してもらうようにしていただけたら、農業委員が確認するまでもなく、あっせんをするときに買う方については買わないと思うんで、あっせんもなかなかできないと思うんで、その前に、申請段階の時に、そういうチェックをしていただけたら一番ありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長

はい、まったく〇〇〇〇委員さんのおっしゃる通りでございまして、我々もあっせんに関しては土地登記簿謄本を出してくださいよと口頭でしか確認しませんし、登記簿謄本を見ませんので、事務局の責任が大変重いと思いますので、このところの説明をひとつ。

松平 係長

農地のあっせんを行う際に、抵当権がある場合は基本的にうちの方では取るように指導するように考えています。中には売った代金で抵当権を消したいという考えの方もおられると思うんですけど、その場合は農地の所有者の方に、抵当権がついていることを担当される農業委員さんに話をしますよということを先にさせていただいて、それでいいということであれば、農業委員さんに抵当権があることを話しさせていただくという形で考えています。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長

〇〇〇〇委員いかがですか。

私どももそうしていただければありがたい。

先程松平係長の方からあった売却したお金で抵当権を抜くということも考えられるということでしたので、いきなり所有権移転せず、売買契約をしてお金を受け取って抵当権を消した後で所有権移転そういう流れで行ってもらえたらと思います。よろしいでしょうか。ほかに、別件でも、関連したことでよろしいですが。ございませんか。ないようですので事務局の

岡内 局長  
議 長

方から何か説明等ありますか。

特にありません。

ないようですので以上で本日の会議を閉会させていただきます。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後 3 時終了